

福島第二原子力発電所3号機の安全確保に係る取組状況について

平成19年6月22日

東京電力(株)福島第二原子力発電所3号機(以下「当該機」という。)は、平成19年3月9日から平成19年6月下旬までの予定で原子炉を停止し、第14回定期検査(定期事業者検査)を実施している。この間、県は、事業者から安全確保協定に基づく通報連絡等により報告を受け、立地町とともに当該機の安全確保に関する取組状況を確認してきた。その結果は、以下のとおりである。

当該機においては、タービン系配管等について計画的に配管肉厚測定を実施するとともに、4号機サンプリングノズルの折損を踏まえた類似ノズル2か所の取り替え、非常用炉心冷却システムストレーナ閉塞問題を踏まえた圧力抑制室ストレーナの大型化など、トラブル再発防止、信頼性向上の取組みが進められ、不適合情報の公開等、情報公開への努力も積み重ねてきている。

一方、不正問題再発防止の取組みについて、6月11日に公表した県、立地町の立入調査結果報告書において明らかにしたように、事業者におけるこれまでの取組みが結果的に不十分であったことから、信頼回復に向け、一層の充実強化に努める必要があり、立地地域をはじめ県民の目に見える形で、再発防止対策のアクションプランを展開していくことを求めたところである。

同報告書において、ヒューマンエラーの再発防止に努める必要性等を指摘しているが、当該機の今定期事業者検査期間中においても、制御棒駆動機構水圧系弁誤操作による運転上の制限逸脱や2件の重要な誤警報等、依然として、ヒューマンエラーに起因する不適合も発生しており、事業者においては、これらヒューマンエラーの発生の根本原因、背景等を十分分析検討し、類似トラブル

の再発防止に努めていくことが求められる。

また、制御棒駆動機構水圧系弁操作については、当該系統隔離復旧作業の際の制御棒引き抜けが過去においてしばしば繰り返し発生していたことが判明し、ハード、ソフト両面に亘る再発防止の徹底が求められているところであり、弁の開閉が確実に実施されるよう万全を期す必要がある。

今後、当該機においては、起動試験の各段階の確認作業等を慎重に進めていくとともに、引き続き、一層の安全性と信頼性の向上の観点に立った点検、補修等、安全・安心対策を一つひとつ着実に、かつ継続的に実施し、信頼回復に向けた努力を積み重ね、その実績を結果として示していくことが求められる。

県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心が確保されるよう、再発防止対策の実施状況等をしっかりと確認していくこととする。